

アジア美術館施設拡充に係る基本設計提案評価委員会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市が実施するアジア美術館施設拡充に係る基本設計(以下「事業」という。)に係る公募評価委員会(以下「委員会」という。)の設置、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の選任)

第2条 委員は別表のとおりとする。

2 前項の委員は、市長が委嘱する。

(委員会の目的)

第3条 市長は、次に掲げる事項について委員から意見を聴取する。

- (1) 公募要項及び評価基準に関すること。
- (2) 事業者及び事業提案書の評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。

(委員会)

第5条 市長は、委員の意見聴取を行うため、委員会を開催することができる。

(委員長)

第6条 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を主宰し、委員会の議事進行に必要な事項を定める。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(情報公開)

第8条 委員会にて取り扱う情報は、市の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であるため、福岡市情報公開条例第7条第4号により、委員会は原則として非公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、公募に係る審査の透明性を確保するため、委員会は、審査に関する手続のうち公開することに支障がないと認められる部分について、これを公開することができる。

3 前項の規定による公開に当たっては、公募参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を不当に害することのないよう配慮するとともに、非公開とすべき情報の取扱いについて必要な措置を講ずるものとする。

4 公開の方法、範囲その他必要な事項は、委員会に諮って定める。

(除斥)

第9条 委員は次の利害関係を有するときは、第3条の事項について審議に加わることができない。

- (1) 委員が、直近5年に公募に参加する企業に所属している場合
- (2) 委員の父母、祖父母、配偶者、子、兄弟姉妹、同居人が、公募に参加する企業の役員である場合
- (3) 委員が、直近5年に公募に参加する企業から寄附を受け、又は共同研究をしている場合
- (4) 前各号に掲げる利害関係に類するものとして、福岡市が認める場合

(解嘱)

第10条 市長はやむを得ない事情があると認めるときは、委員を解嘱することができる。

(実施の細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月15日から施行する。